

## 道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市北区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 21 年 5 月 15 日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区 間	変更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
市道	北 5 - 3 号線	新潟市北区名目所二丁目 705 番 2 地先から 新潟市北区名目所一丁目 585 番 1 地先まで	前	4.2~5.4	152.4
			後	4.3~18.6	152.4